

大阪市国民健康保険からのお知らせ

●保険料の通知について

国民健康保険料(4月～翌年3月分)については6月に決定し、6月中旬に世帯主あてに「国民健康保険料決定通知書」をお送りします。

●国民健康保険料のための所得申告書について

国民健康保険料を決めるため、収入のない方や市府民税の申告の必要がない方に国民健康保険料のための所得申告書をお送りしています。提出されていない方は、4月16日(金)までに区役所窓口サービス課保険年金担当(2階28番窓口)まで提出してください。

●窓口にサービス課(保険年金)

☎06・6647・9956 ☎06・6633・8270

●各種手当額について

令和3年4月分からの手当月額について、改定はありませんので昨年度と同額となります。

- ① ②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。
- ③ ⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

●保健福祉課(障がい者支援)

☎06・6647・9897 ☎06・6644・1937

■特別児童扶養手当・特別障がい者手当等(月額)

①特別児童扶養手当(1級)	52,500円
②特別児童扶養手当(2級)	34,970円
③特別障がい者手当	27,350円
④障がい児福祉手当	14,880円
⑤経過の福祉手当	14,880円

令和3年度児童扶養手当額の

お知らせ

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」および「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当額が決定されます。令和3年4月からの手当額の改定はありませんので、現在の手当額と同じ額となります。

●保健福祉課(子育て支援)

☎06・6647・9895 ☎06・6644・1937

児童1人目	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150円～10,180円
児童2人目	全部支給	10,190円
	一部支給	10,180円～5,100円
児童3人目以降	全部支給	6,110円
	一部支給	6,100円～3,060円

65歳以上の方

〔介護保険第1号被保険者〕へ

●令和3年度からの

介護保険料が変わります

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき設定されています。令和3～令和5年度の介護保険料年額は下のとおりです。

●介護保険料決定通知書を送付します

□座振替または納付書で保険料を納付いただいた方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

●介護保険料コールセンター

☎06・7777・4765

【問い合わせ可能日・可能時間】

4月16日(金)～30日(金)

9時～17時30分 ※土・日・祝日を除く

区役所の保健福祉課(高齢者支援)

☎06・6647・9895

☎06・6644・1937

令和3～5年度介護保険料の計算方法

基準となる月額保険料 8,094円 × 12月 = 年額 97,128円 (基準額)  
基準額(97,128円) × 所得に応じた割合(0.35～2.3)

保険料段階	対象者	令和3～5年度		
		割合	年額	
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護の受給者	0.35	33,995円	
第2段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税	本人の合計所得金額等(※1)+ 公的年金等収入額が80万円以下	0.35	33,995円
第3段階		本人の合計所得金額等(※1)+ 公的年金等収入額が120万円以下	0.50	48,564円
第4段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯に市町村民税課税者がいる方	第2段階・第3段階以外の方	0.70	67,990円
第5段階		本人の合計所得金額等(※1)+ 公的年金等収入額が80万円以下	0.85	82,559円
第6段階		第5段階以外の方	1.00	97,128円
第7段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額125万円以下の方	1.10	106,841円
第8段階		本人の合計所得金額125万円を超え200万円未満の方	1.25	121,410円
第9段階		本人の合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.50	145,692円
第10段階		本人の合計所得金額300万円以上400万円未満の方	1.60	155,405円
第11段階		本人の合計所得金額400万円以上500万円未満の方	1.75	169,974円
第12段階		本人の合計所得金額500万円以上600万円未満の方	1.80	174,831円
第13段階		本人の合計所得金額600万円以上700万円未満の方	1.90	184,544円
第14段階		本人の合計所得金額700万円以上1,000万円未満の方	2.00	194,256円
第15段階		本人の合計所得金額1,000万円以上の方	2.30	223,395円

※保険料額は、3年ごとに見直されます。次の見直しは令和6年度になります。  
※1 合計所得額から公的年金等の所得金額を控除した金額

固定資産税(土地・家屋)に関する

縦覧を行います

区内に土地または家屋をお持ちの方は、なんば市税事務所で、土地または家屋の令和3年度の価格等を記載した縦覧帳簿を縦覧できます。なお、縦覧については、所有資産の所在する区の縦覧帳簿に限りです。

縦覧の際は、本人確認ができるもの(運転免許証など)または納税通知書をお持ちください。代理人が縦覧を希望する場合は委任状が必要です。また、区役所では縦覧することができませんので、留意ください。

時 4月1日～4月30日(土・日・祝日を除く)

9時～17時30分(金曜日は19時まで)

場 なんば市税事務所 4階窓口

●なんば市税事務所 固定資産税(土地)グループ

または固定資産税(家屋)グループ

☎06・4397・2957(土地) 2958(家屋)

個人市・府民税の

申告期限を延長しています

(申告は郵送または大阪市行政

オンラインシステムで)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限を令和3年4月15日(木曜日)まで延長しています。

感染症拡大防止のため、市税事務所への来所をお控えいただき、できるかぎり、郵送または大阪市行政オンラインシステム(扶養控除や医療費控除など各種控除の申告や前年中に課税対象の収入がある場合はご利用いただけません)による申告をお願いします。(注)区役所臨時申告会場での申告受付は終了しています。

(注)3月16日以降に申告された場合は、令和3年度分の個人市・府民税の決定・通知や課税(所得)証明書の発行時期が遅れることがあります。

●なんば市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)

☎06・4397・2953 ☎06・4397・2829

愛犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主は年に1回、集合注射会場または動物病院で狂犬病予防注射を必ず受けさせてください(犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年必ず受けさせなければなりません)。

注意:令和2年度より狂犬病予防注射料金が改正されています

時 4月9日(金)・25日(日)13時30分～16時

場 区役所1階 検診車スペース

費 ①登録手数料:3,000円 ②注射料金:2,750円 ③注射済票交付手数料:550円

【新規の方】1頭につき6,300円(①+②+③)

【継続の方】1頭につき3,300円(②+③)

他 雨天決行。ただし、11時時点で大阪管区气象台が大阪市内に「特別警報」または、「暴風警報」を発表している場合は中止します。

○継続の方は、区役所からの案内通知を忘れずにお持ちください。

○動物病院で受けられる場合、注射料金が異なる場合があります。



4月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です。

犬を飼うにあたって

・犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受け、鑑札・注射済票をつけましょう。また、放し飼いは絶対にやめましょう。

・フンの後始末は飼い主の責任です。必ず後始末をしましょう。また、フン・尿はできるだけ自宅で済ませた後、散歩に出かけるようにしつけをしましょう。



猫を飼うにあたって

・放し飼いの猫による、フン・尿被害の苦情が多く寄せられています。飼い猫がご近所に迷惑をかけないためにも、室内飼育をしましょう。

・野良猫に対してエサを与える場合は、エサの片付けやフン・尿の後始末をするなど、周りに迷惑をかけないよう愛情をもって適切に世話をしましょう。(令和元年12月の条例改正により、動物へ餌を与えた後の清掃が義務付けられました!)